

第 5 回浜田市総合振興計画審議会 会議録

日時 令和 3 年 11 月 1 日(月)
午後 6 時 30 分～午後 8 時 5 分
場所 浜田市役所 (4 階) 講堂

[進行/会長]

◆ 開会	
会長	<p>定刻前ではございますが、皆様お揃いということで、ただいまから第 5 回浜田市総合振興計画審議会をはじめさせていただきます。本日はお忙しいところをご出席いただきまして誠にありがとうございます。前回は 9 月 9 日に第 4 回審議会開催をいたしまして、後期基本計画(案)についてご意見をいただき、その後市に対して会長から市長へ中間答申をさせていただきましたところでございます。その後事務局においてパブリックコメントや各地域協議会との意見交換を実施され、多くのご意見をいただいております。</p> <p>本日は、寄せられたご意見を踏まえて見直しをされた、市の担当部・課においては細かい点で精査いただいているようですから、そうしたものを「浜田市総合振興計画後期基本計画(案)」として事前にお配りさせていただいております。</p> <p>この案に対しご意見をいただき、最終答申としての「浜田市総合振興計画後期基本計画(案)」をまとめていきたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。</p> <p>また、本日取りまとめた総合振興計画後期基本計画(案)につきましては、11 月 10 日 15 時から、市長へ最終答申を行う予定としておりますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>また、もう一つ議題がございまして、本年 4 月に新たな過疎法として、「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」が施行されています。</p> <p>この新法制定に伴いまして、浜田市が策定している過疎計画につきましても、新たに策定する必要があることから、この度、「浜田市過疎地域持続的発展計画(案)」が示されております。この内容については、これまで、皆さんにご意見をいただいていた浜田市総合振興計画後期基本計画(案)に準じたものになることから、この度、この審議会においてご意見をいただきたいと伺っておりますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>本日は午後 8 時 10 分の終了を予定しておりますので、委員の皆様のご意見の忌憚りの無いご意見をいただきますよう、よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、本日の委員の出席状況等を事務局からお知らせ願います。</p> <p>合わせて、配付資料の確認も願います。</p>
政策企画課長	<p>失礼いたします。皆さんこんばんは。政策企画課長の古屋でございます。</p> <p>本日の委員さんの出席状況並びに本日の配布資料の確認等をさせていただければと思います。</p> <p>まず初めに委員の出席状況でございます。本日もお配りさせていただいております審議会委員の名簿によりご確認いただければと思います。3 名の方から本日欠席の報告をいただいております。まずお一人目が金融会からの上野委員、それと弥栄地域協議会の会長であります徳田委員、それと三隅地域協議会長の石田委員が欠席と伺っております。そうしますと審議会委員 25 名中 3 名の欠席ということで審議会条例に定められております、会議の開催要件の過半数を満たしておりますので報告とさせていただきます。</p>

	<p>続いて本日の資料の確認でございます。事前にお配りさせていただいております[資料1]の総合振興計画後期基本計画(案)、[資料2]のパブリックコメント等に対する意見と浜田市の考え方の一覧、これについて事前の配布とさせていただいております。本日お配りさせていただきました資料といたしまして、本日のレジュメ、それと審議会及び執行部の出席名簿、資料3として総合振興計画後期基本計画の答申(案)、資料4で浜田市過疎地域持続的発展計画(案)についてとそれに対しますご意見をいただく様式の資料を本日も用意しております。委員さんのほうから漏れ等がありましたら、報告いただければと思いますがよろしいでしょうか。ないようですので以上でございます。</p>
会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは議事進行を進めさせていただきますので皆様のご協力をお願いいたします。</p>
1 協議事項	
(1) 第2次浜田市総合振興計画後期基本計画(案)について	
会長	<p>まず協議事項の(1)第2次浜田市総合振興計画後期基本計画(案)について、入ってまいります。(案)につきましてはパブリックコメントや各地域協議会での意見交換を通してご意見を踏まえて修正したものを事前に配布させていただいておりますので主な修正箇所について事務局から説明をお願いいたします。</p>
企画係長	<p>皆様こんばんは。政策企画課企画係長の道山です。私のほうから浜田市総合振興計画後期基本計画(案)ということで前回お示ししたのからご意見等踏まえて修正したのにつきましてご説明いたします。</p>
[資料2]説明	<p>まず計画の修正を説明する前にご意見等をまとめさせていただいた[資料2]のほうをご覧くださいと思います。[資料2]につきましてはパブリックコメント等に対する意見と浜田市の考え方ということで一覧にしたものでございます。前回中間答申をいただいた後に9月21日から10月15日までパブリックコメントを実施させていただきました。その間、浜田、金城、旭、弥栄、三隅の各地域協議会へ出向きまして、ご意見等を伺ってまいったところでございます。また元気な浜田づくり市民委員会も本来でしたら開催をさせていただいて皆様へご意見をいただく予定としておりましたが、コロナの関係で文書によるご意見の集約ということでご意見をいただいたものをこちらのほうにまとめております。</p> <p>パブリックコメントにおきましては、先ほど申しましたように9月21日から10月15日までの間実施させていただきまして、ホームページの閲覧回数で申しますと4,500件以上の閲覧をいただいたところでございます。ご意見といたしましては119人の方からいただいております件数としましては182件のご意見をいただいております。そのうち110件が資料館に対するご意見になっております。[資料2]の3ページをご覧くださいと思います。3ページから7-1と始まっておりますが、- (ハイフン) がついているものが11ページの7-89まで続いていると思います。こちらのご意見のほうが先ほど申しました歴史資料館に関するご意見ということでいただいたご意見になっております。同じような内容等のご意見もございしますので回答につきましては35ページをご覧くださいと思います。35ページにパブリックコメント7-1から7-89に対する回答ということでまとめて回答をしております。内容につきましては事前にお配りしておりますので説明は省略いたします。</p>
[資料1]説明	<p>それでは[資料1]に戻っていただきたいと思っております。</p> <p>先ほどいただきましたご意見等を踏まえまして、中間答申から修正させていた</p>

だいたいのものを、今回お示ししております。修正箇所につきましては、皆様への添書のほうでご説明しておりますが、赤字で修正箇所を示しております。本日は大きな修正箇所についてご説明いたします。

それではまず12頁をご覧くださいと思います。12頁は6番SDGsの項目になっております。SDGsにつきましてもご意見をたくさんいただいております。多くは文字の大きさや見易さといった部分に対する意見でございました。また、その他の意見としましては、SDGsの17のゴールに行政としてのゴールを示したらいいのではというご意見がございましたので、この度大幅に修正をさせていただいております。13頁、14頁には17個のゴールを行政目線のゴールということで内容の説明をしております。資料といたしまして、A3の用紙をお配りしておりますけれども、こちらはこれまで皆様にお示ししておりましたSDGsのそれぞれの主要施策がどのゴールに当てはまるかという一覧表になっております。こちらも非常に大切なところではございますので、今後、冊子にする際、資料編のほうでつけさせていただこうと考えております。

続きまして23頁をご覧くださいと思います。23頁の下の部分に赤字で主な個別計画、浜田漁港周辺エリア活性化計画という文字があると思います。これまでこのような個別計画の記載はございませんでしたけれども、ご意見の中にそれぞれの基本方針にぶら下がっている個別計画を載せたほうがわかりやすいのではないかとご意見をいただいております。個別計画が存在するものに関しては主なものを1~2個掲載させていただいております。個別計画がないものもありますので、そういったものについては記載しておりません。

続きまして28頁をご覧くださいと思います。儲かる農業の推進の項目で代表的な目標のところには赤字の部分があるかと思いますが、現状値の金額を修正しております。また目標値につきましては6億8千万円とありますが、その内訳を示すべきだというご意見をいただいたことから、3種の果実の内訳を記載しております。

続きまして、33頁をご覧ください。3番製造業の振興の代表的な目標についてでございます。製造業の振興に関する代表的な目標につきましては、これまでにはふるさと寄附額の確保という目標でしたが、全体のKPIを再度見直したほうがいいというご意見がございましたので、そういったなかで製造業の振興にふるさと寄附というのがどのようにつながるかがわかりにくいのではないかとこの目標を見直させていただいております。目標につきましては新たに浜田産品の新規開拓企業数の増加というところで、現状値年間0社だったものを、目標値としましては令和7年度までの4年間の累計で20社というところで、目標を掲げさせていただいております。

続きまして、43頁をご覧ください。1番の医療従事者の確保でございます。赤字で看護師等養成機関への支援というところを追記しております。附属看護学校の在り方が検討されておまして、学校存続のための支援について実施することから文言の追加をしております。

続きまして、49頁をご覧ください。1番の健やかな育ちに向けた支援の代表的な目標でございます。これまでお示しさせていただいた代表的な目標につきましては、幼児教育センターの設置というところで、現状値進捗率を0%から目標値の100%にするという目標を掲げておりましたけれども、ご意見のほうで建物を建設することは決まっているなかでそういった目標はどうかというご意見がございました。ということで目標の見直しをさせていただいております。目標の項目とい

たしましては幼児教育センターが実施する研修参加者数というところで、年間 0 人から、幼児教育センターの設置が令和 5 年からになりますので令和 5 年から令和 7 年度までの 3 年間の累計で目標値は 480 人というところで新たに目標を設定しております。

続きまして 64 頁をご覧ください。3 番の社会教育の推進というところで、こちらキャッチフレーズの見直しさせていただいております。これまでのキャッチフレーズは学びを通じた地域づくりとさせていただいておりましたが、ご意見の中で教育部門の中にありまして、そういった学びを通じた地域づくりというキャッチフレーズは地域振興の色が強いのではないかというご意見がございましたので、そちらにあります地域で活躍する人づくりというキャッチフレーズのほうへ見直しをさせていただいております。

続きまして隣の 65 頁をご覧ください。2 番のまちづくりセンターを拠点とした社会教育の推進というところで、こちらの代表的な目標の見直しでございます。こちら、これまでの目標は人権学習の実施回数の増加という目標を設定しておりました。まちづくりセンターを拠点とした社会教育の推進というなかでこの目標はどうかというご意見をいただいておりますので、目標をそちらに見直ししております。目標としましては地区まちづくり推進委員会と連携して事業等を行うセンター数の増加というところで、現状値、令和 2 年度は 20 センターであるところを令和 7 年度につきましては全てのセンターであります 26 センターで実施をするというところで目標値を設定させていただいております。

続きまして 81 頁をご覧いただきたいと思います。1 番の良好な景観形成の推進というところで () 書きのところが赤字になっております。これまで () 書きの記載につきましては建築物や開発などとしておりましたが、こちらの記載につきましては風力発電というものが含まれないのではないかということで見直したほうがよいのではというご意見が出ましたことから、工作物や開発行為などというところで文言を見直させていただいております。

続きまして 103 頁をご覧ください。消防・救急体制の充実の項目でございます。1 番下の SDGs の目標についてです。これまで目標につきましては 11 番と 13 番、気候変動に具体的な対策をとるという 13 番を掲げておりましたけれども、13 番につきましては気候変動に対する強靱性というのは消防本部・消防署の役割と少し意味合いが違うということからこちらは外しております。代わりに 3 番の全ての人に健康と福祉をというところで SDGs の目標を新たに掲げさせていただいております。

続きまして、106 頁をご覧いただきたいと思います。5 番の消防団の充実強化というところで文言が赤くなっております。こちらもご意見のほうで、消防団をもう少し詳細に記載してはどうかということで見直しがありましたことから、文言を大幅に見直しさせていただいております。

続きまして、118 頁をご覧ください。こちらも代表的な目標の見直しでございます。1 番全ての人々が大切にされる人権教育・啓発の推進の項目ですけれども、代表的な目標にこれまで条例の制定を掲げさせていただいております。現状値未制定、目標値を制定というところで掲げさせていただいておりますけれども、唯一これだけが数値目標でなく、未制定と制定という目標になっておりましたので、数値目標にしたほうがよいのではというところで見直しをさせていただいております。新たな目標につきましては人権講演会の実施ということで年間 3 回あるものを令和 4 年度から令和 7 年度の累計で 28 回開催するというところで見直し

	<p>をさせていただきます。なお条例に関する内容につきましては、上の文言の最後2行に追記をしております。</p> <p>続きまして、139頁をご覧くださいと思います。最初にあります製造業の振興の代表的な目標の見直しでふるさと寄附額の確保から変えたということをお話しました。そのふるさと寄附額の確保の目標につきましてはこれからも掲げていくべきだろうということで、健全な財政運営、自主財源の確保に向けたふるさと寄附や企業版ふるさと納税の取組強化というところでこちらのほうに移動して掲げております。なお、目標値につきましてはこれまで44億円とさせていただきますでしたが、それでは現状維持でございますので、現状維持ではなく増やすという目標にしたほうが良いというご意見がございましたことから令和4年度から令和7年度までの累計で50億円というところで、目標値を上方修正させていただきますところではございます。</p> <p>以上がご意見等を踏まえた主な修正点になります。こちらの修正点等をご確認、またご意見をいただきまして、最終答申に向けてご意見をいただけたらと思っておりますのでよろしくお願いいたします。以上です。</p>
会長	<p>ただいまご説明いただきましたが、委員の皆様から質問やご意見がございましたらどうぞご発言ください。どのような観点でも構いませんので遠慮なくご発言いただければと思います。いかがでしょうか。</p>
中島委員	<p>2点ほどお聞きします。94頁です。もっと早く気がつけばよかったんですが、一番下の基幹管路の耐震化率の増加というところなんですが、右の目標・指標の説明のところ、若干曖昧だというような気がして、中段の20年目標が64,900mと書いてありますけれども、20年間でやるのが64,900mだと理解できますので、ここはちょっと書き方を変えられたほうが良いのかなと。20年間でやった数字が64,900mになるように見られるので、書き方があるんじゃないかなと思いますのでその検討をお願いしたいと思います。</p> <p>もう1点は85頁です。細かいことなんですけれども市道や農林道の改良・長寿命化の代表的な目標というのを5地域で1路線ずつ挙げておられて、これはこれで構わないんですけども、パブリックコメントの中にいろいろ書いてありましたが周布橋のことがいろいろあったかと思っておりますけれども、あえてご心配の皆さん方がいらっしゃるのであれば周布橋の計画があれば浜田地域のところで1つ増やしてでも載せられたらいかがかなと、いらぬお節介かもしれませんがそう思いました。以上です。</p>
会長	<p>ありがとうございました。いかがでしょうか。事務局、あるいは執行部からご回答がありますか。</p>
上下水道部長	<p>失礼します。上下水道部、有福です。最初にご指摘いただきました94頁、指標のところでございます。委員さんからご指摘いただいたとおり、説明のほうでは20年間の目標を64,900mということにしておりまして、現状値にこの64,900mを20年で割った5年分を掲載しているということでございます。分かりづらいということであればもう少し書き方を検討してみたいと思います。ありがとうございました。</p>
会長	<p>それではご検討いただくということで。</p>
都市建設部長	<p>都市建設部です。ご指摘いただきました85頁の市道や農林道改良・長寿命化というところで、皆さんにご不便をおかけしております周布橋の復旧についてでございます。これについては今年度から仮橋を作りたいと思っております、実際</p>

	に壊れた橋については架替えの方針を考えてはおるんですけども、この計画に載せるかということにつきましては少し検討させていただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。
会長	最終的にどうなるかはご検討いただけるということで、よろしくお願いいたします。その他の方はいかがでしょうか。
宮本委員	112 頁のところなんですけれども、空き家を有効活用した定住支援のところで、「改修費用の補助などを行い」と書いてあるんですけども、その補助の金額というのは取り決めというのがあるのかなと思ったところと、今わりといろいろなところを走っていても空き家がかなりあるんですよ。そういうところの補助事業というのが出るのか出ないのかというところがあって、なかなかそれを空き家バンクに登録するというのが、補助がなければ難しいというような形がありますのでそういうところの決め事があったら教えてもらいたいと思いました。
地域政策部長	地域政策部です。空き家を登録する際の補助制度等ですが、補助制度が現在ございます。1 つには空き家を改修して空き家バンクに登録していただく際の補助制度ということで、基本的には 1 件当たり 20 万円、UI ターン等の方を対象にする場合にはプラスで補助があるということと、それから空き家の家屋の片付けにかかる経費、こういったものに対しても補助制度というものがございますのでそういう補助制度を活用して、利活用に向けて取り組みたいという意味合いでございます。
宮本委員	なかなかこの 20 万円というお金でどこが補助されるのかなと、20 万円で何ができるかなということがあるんですよ。それでやはり I ターン等してもらうためには空き家対策でちゃんとしておかないと I ターンも難しいということがあるんじゃないかと思います。そうかといって持ち主が何百万かけて修理をするというのも難しいところがあるので、一律に例えば 200 万円でも 300 万円でも 1 軒の家を修理すると 1 年間 10 軒 200 万円やって、2,000 万円、そうすると逆に I ターンされるほうも増えるんじゃないかなと思うし、空き家登録も令和 7 年度までに 16 軒のところを目標値にされておりますけど、そういうしっかりとした取組をしないと空き家対策もできなくなって段々とやれなくなる、私はいろいろなところで目に見えておりますので、そういう補助ができないかなと思ってお聞きしました。
地域政策部長	すみません。先ほど 20 万円と言いましたが、30 万円と 50 万円で、金額が違っておりましたのでそこは訂正させていただきます。金額的なところにつきましてはいろいろなお考えもあろうかと思えます。確かに水回りとかを直しますと、100 万円を超える改修費がかかる場合もあります。一方で個人の資産形成という部分もありますので、いくら改修補助を出すのが妥当かという考え方もありますので、そこら辺については今ご意見もいただきましたので、制度の見直しの際には参考にさせていただきたいと考えております。
宮本委員	ありがとうございました。
会長	恐らく計画に加筆するような事柄には、具体的にはなっていないと思いますので今後の施策の参考にさせていただければと思います。 その他ございませんか。
岡山委員	140 頁の上段の 4 番広報・広聴活動の充実というところがあるんですけど、市のホームページの内容を充実させるとか、SNS 等を活用した更なる情報発信の充実に努めると書いてあるんですけども、このところは多分アクセス数とかを

	<p>見ていけば数値としてわかるものであると思いますし、SNS でもどれだけ「いいね」をされているかというのは目で見てわかるものなので、目標値を掲げてこのくらい「いいね」されていますよというのがわかる形にしたほうが、多分実際に運用される方ももう少し力を入れてみようと、この情報発信の仕方ではまずいかなとかがわかるかなと思うので、SNS の場合はそれぞれに目標値が、例えば公式 LINE と Facebook と Instagram でそれぞれに数値目標があったほうが本当はわかりやすいのかなと思いますし、ホームページもアクセス数を参考にするとどれだけ閲覧されているかというのがわかりやすいと思うので本当は数字があったほうがわかりやすいかなと思いました。</p>
政策企画課長	<p>ありがとうございます。ここにあります広報・広聴の中で特にホームページと SNS のことについては、総合振興計画では全体的なことでこうやってまとめさせていただきました。今、この総合振興計画と同時進行、特に地域の情報化といったことで例えば高齢者の方へもう少しスマートフォンの利用であったりだとか、今ケーブルテレビ等も光回線にして高速通信等を皆さんにご提供できるようにといったことを進めているなかで、全体的にこういう情報化、皆さんにどういうふうにお伝えしていくかといったことも含めた情報化計画というのを今年度策定する予定としております。またその中で今その計画をまとめている最中でございますが、そういったなかでこういった目標設定等も示させていただいて、皆さんに広報・広聴、ホームページ等そういったものの利用の目標値等も設定し、示させていただきたいと考えておりますので、その中でお示しさせていただければと思っております。</p>
会長	<p>整理しますと、情報化にかかる新しい計画のほうで目標設定なさるということですね。岡山委員、重ねてそれでよろしいかどうか、いかがでしょうか。やはり総合振興計画のほうで何か載せたほうがいいのかありますか。</p>
岡山委員	<p>目標値を掲げられるのであれば同じように間に合うのであればこちらにも記載をしていたほうがわかりやすくはあるかなと思うんですけど、タイミング的にちょっとそれが難しいということであれば、そちらを見るようにわかるようにすればいいのかなと思いますので、どちらにしてもちゃんと目標があるんだよというのがわかればいいかなと思います。</p>
会長	<p>ちょっと時間が限られておりますが、一度ご検討いただければと思います。その他ございませんか。今日が最終になりますので。</p>
田中委員	<p>80 頁になるんですが、特性を活かした景観形成の推進とありますが、以前はここに、第 3 回審議会時の資料には、『本市には、海と砂浜が織り成す美しい海岸線、緑豊かな山河等の自然、日本遺産「北前船寄港地」外ノ浦地区の風景等の歴史文化遺産等、多くの景観資源があります。』、基本方針として『本市の良好な景観は、市民や出身者にとって郷土への誇りと愛着の醸成につながるよう、景観まちづくりを推進します。』と書かれてありました。それが、私も気がつかないのですが、今日の文書ではここを外ノ浦に関する部分が全て削除されておまして、それが第 4 回の審議会の時に赤字になってもう修正されておったんですが、この変更の意図は説明がされたんですかね。</p>
会長	<p>私も記憶が曖昧ですが、事務局また執行部の皆さんのほうからコメントお願いします。</p>
政策企画課長	<p>すみません。今の件、第 3 回審議会資料を持ち合わせておりませんでしたので、ちょっと確認をさせていただいて、後ほど回答させていただきたいと思っております。</p>

会長	はい。よろしくお願いします。 その他の観点で他の委員さんからございませんか。最後の機会になるかと思 いますので。
大草明美委員	60 頁、生きる力の育成のところですか。青い吹き出しのところですか。ずいぶん前 からだと思うんですけど、今気がつきました。「探求する力を育てるとともに、浜 田の魅力を伝えて『浜田が好き』と言ってくれる子どもを増やします。」のところ なんですけど、「『浜田が好き』と言ってくれる子どもを増やします。」というところ が大人目線だなと思って、何か違う言い方がないかなと自分でも考えてるん ですけど、何か別の言い方ができればいいのかなと思いました。
会長	ご発言の意図は当事者である子どもたちの目線というか、そういう見方ができ ないかということですよ。
教育部長	教育部です。総合振興計画は市が主体的に動くということで表現がそういうふう になっていると思いますが、どういった表現が子どもが主体になるのかは考え させていただきます。今すぐに浮かびませんので。考え方は今言われるように子 どもの目線というところでの表現、具体的に何か言葉があるということではなく てそういうイメージをしていただけないかというご意見でよろしいでしょうか。
大草明美委員	はい。
会長	なかなかわかには私も出てきませんが、ちょっと考えられるなかでご検討 いただければと思います。
教育部長	はい。ありがとうございます。
会長	その他ございませんか。
岡村委員	前回の時にちょっと言おうか躊躇してしまったんですけども、18 頁のところ なんですけど、土地利用構想の土地利用のイメージというところで色分けの地図が あると思うのですが、ここで多分一番伝えたいことは①から④までの 4 色の 色分けを一番言われたいと思うのですが、地域分けのところの色がついてい るのでぱっと見て一番伝えたい 4 色の色分けのゾーンが一瞬わかりにくいと感じ ました。③ふるさと交流ゾーンがオレンジで、三隅地域もオレンジだった のでぱっと見色分けが伝わりにくいと思ったので、地域ごとの色分けが必要 なのかなとちょっと思いましたので、今更そもその話で申し訳ないのですがち よっと気づいたことを言いました。
会長	はい。確かにそういうことはあるかと思いますが。事務局、恐れ入ります。印 刷するときにはこれほどの多色刷りになるかどうかというのがありますけれども。
政策企画課長	計画書が実際に製本等する際には、今皆さんにはわかりやすいようにカラーで お示しさせていただいておりますけれども、全部が全部カラーにできるかとい ったところもありますので、ご指摘のあった色分け等で見づらかったりとい った点はまた製本等する際でも調整させていただいてご指摘のとおり見やす いようにさせていただきます。
会長	ご配慮いただければと思います。 それから先ほどの景観、まちづくりの件ですが、もっと時間かかりますか。そ れでしたらその間他の意見を承ります。
岡山委員	冒頭に説明があった 49 頁の健やかな育ちに向けた支援のところの代表的な目 標のところ、幼児教育センターが実施する研修参加者数を目標値に掲げまし たとおっしゃっていただいたんですけど、この目標値は目標値として 118 頁の ところに人権研修の実施回数の増加と書いてあり、こちらは回数のカウントにな っ

	<p>てるんですけど、この人数と回数、研修に対して人数と回数で違うのは、例えば幼児教育センターというのは改めて始まるので人数に特化してこういうふうな目標にされたのかなと思ったりしたのでその回数と人数の差はなんなのかなと思いました。</p>
会長	<p>まずはそれぞれどのようなお考えで目標を設定されたのか改めて教えていただければいいのかなと思いますが、いかがでしょうか。</p>
健康福祉部長	<p>健康福祉部です。49 頁の幼児教育センターの研修参加者数にしておりますけれども、これは人数的に 1 回の研修で何人参加できる研修ができるかは、100 人参加できるものもあれば、10 人でやる研修もありますので、何回ということではなくてそれに参加できる人数を目標にさせていただきました。</p>
地域政策部長	<p>118 頁人権研修の回数のほうにつきましては、捉えるときに人数ということの調整はしなかったんですけども、まちづくりセンター等で人権研修を行っておりますので、大体参加者数というのは想定できますので回数で指標を示したほうがわかりやすいのかなということで回数にしました。</p>
会長	<p>考え方は今整理していただきましたが、岡山委員、重ねてどちらが好ましいとかいうのはありますか。</p>
岡山委員	<p>どちらが好ましいかという、多分人数カウントのほうがどれだけの人が参加したのかというのがはっきりわかるので、でもこれを言い出してしまうと全てのことが人数カウントになると思うので、それを今から修正されるのは大変かなと思うんですけど、でも考え方の一つとして、例えば次回策定される際に人数がいいのか、回数がいいのかというのを改めてまた検討するきっかけにさせていただければと思います。</p>
会長	<p>今後の研究課題にしていくことのご提案ですが、全体的な事柄ですので事務局よろしいですか。</p>
地域政策部長	<p>今の回数の件でもう少し説明させていただくと、総合振興計画の市の取組ということであれば回数は市の主催者側が努力することによって、努力と言いますか実施することによって回数を積み上げることはできますけれども、参加者数につきましては、市の思いと違うところ、結果的に何人の参加者があったという形になりますので、目標を立ててそれに向けた取組をするということであれば、回数というほうが直接的でいいのかなということもあって回数という整理をさせていただいたという経緯もございます。</p>
会長	<p>ただいまご説明も理解できますが、研修の目標の設定についてはこのまま引き続き検討を重ねていくということで。</p>
地域政策部長	<p>はい。引き続きの検討とさせていただければと思います。</p>
会長	<p>はい。その他ございませんか。</p>
佐々木委員	<p>個別計画は赤字で示しましたよというので、こういうことをしてますよというのはわかったんですけど、これを例えばホームページ掲載とか PDF リンクという形で計画について具体的に何の計画なんですかというのを閲覧にいった人がわかるようにそういった工夫をインターネット上では必ずしていただきたい、ただその計画全部をホームページに載せること自体がなかなか難しいかもしれませんが、実際にこうやって総合振興計画の個別計画が具体的な施策として浜田市が実施するというのであれば、それは必ずホームページに掲載すべき情報ではあるし、そういったところについてホームページも刷新をされるのであれば、もうちょっと整理整頓されたうえで、情報公開をどんどん進めていただければと思います。</p>

	す。
会長	はい、ありがとうございます。主な計画が掲載されたのはいいことだなと思いつつ、委員おっしゃるとおりリンクがあるとさらにいいと思って私も見ておりましたが、ここはぜひ取り組んでいただければと思います。いかがでしょうか。ちょっとコメントいただけますか。
政策企画課長	ホームページを先ほどおっしゃられたように、現在、内容等がなかなか見づらいつつといったご意見等もいただいておりますので、新たに見やすいようなホームページということで少し時間かけさせていただいて、修正等させていただくことで進めております。計画書にリンクがつけられればということでできるだけ皆さんにつながって見やすいようにという点については、総合振興計画であれば大量の情報ということでもありますので、ちょっとどこまでできるかというのはまた検討させていただいて、できるだけ皆さんに見ていただけるようなホームページであるとか、情報発信といったところに努めていきたいと考えておりますのでよろしくをお願いします。
会長	はい。ありがとうございます。 それから、私からちょっと非常に細かいことで48頁を開いたときに気づいたのですが、中ほどに0~17歳人口の推移というグラフがあって、右軸がこれは意味があるのかなと思っておりますがどうでしょうか。重ねて申し上げますと、この度ずいぶんグラフには工夫を凝らさせていただいて2軸のグラフをたくさん使っているのですが、2つある縦軸の意味がはっきりしないものが多いので、ちょっとここは事務局で精査していただければと思います。
政策企画課長	ありがとうございます。また、ご指摘の点は精査させていただきたいと思えます。
会長	その他ございませんか。
宮本委員	45頁なんですけど、上から3番目の「がんの年齢調整死亡率は改善傾向にあり、男性よりは県よりも低く、女性は国・県よりも低くなっています。」という形で書いてありますが、「あり」で次に「低く」となっているのが、なんとなく意味が通じにくくなっているようなところがあるような気がします。「改善傾向にありますが」といったような文言がなんとなくほしいかなと思いました。それから下の基本方針のところなんですけど、2番目のところの「若い年代から高齢期まで各年代を通じた生活習慣改善に取り組みます。」と書いてありますが、「生活習慣『の』改善」にしたほうが改善に取り組みますというのが分かりやすいと思いました。 それと先ほどの私、定住のところの112頁のところの「補助等を行い、」というところがありますけど、なんとなく金額を書いてもらったらわかりやすいかなと思うところがあるのですが、どうでしょうか。
会長	45頁の表現については、こちらにらせていただいて、112頁の補助額の記載ができないかという改めてのご提案ですが、いかがでしょうか。
地域政策部長	112頁の補助金額等の掲載ですけれども、計画全般の中で他にも補助制度や支援制度がございますので、ここだけ金額を入れるというのがどうかというところと、先ほどご提案もありましたが、金額の制度自体の見直し等も考えられますので、できれば計画書はこの表現にさせていただければと思いますがよろしいでしょうか。
会長	そこはご理解いただければと思います。 いかがでしょうか。事務局、先ほどの件は回答できますか。

政策企画課長	80 頁のところでご意見をいただいておりますが、第 3 回審議会資料にあった内容が消えているといった点につきましては、第 3 回から第 4 回に審議会を開いた際に変更の内容を皆様にお示しさせていただいたなかで、そういった文言等消えたものでお示しさせていただいて、詳しくなぜそれを消したか、今この時点でわかりかねるところがありますので、ちょっと今日は持ち帰らせていただいて、なぜその表現を消したかというのを改めて確認させていただいて何らかの形でまたお示しさせていただきたいと思っておりますので、大変申し訳ございませんがよろしくお願いいたします。
会長	はい。ありがとうございます。田中委員、重ねてどのように処理することがよろしいでしょうか。
田中委員	消された理由を知りたかっただけです。日本遺産ということで、結構浜田市のホームページや観光パンフレットにも江戸時代から変わることのない風景が魅力であり、寄港地の面影を色濃く残しているということが書かれておりますので、そこら辺が削除されると保全があんまりされないのかなと思ってちょっと素朴に聞いてみたものです。
政策企画課長	はい。ありがとうございます。そうしたことで先ほど申しましたが改めて確認させていただきまして、日本遺産の関係でありましたら 72 頁のところにもまた日本遺産の活用であるとか、71 頁にあるような交流拠点づくりといった点を踏まえて第 3 回以降のところを追記等をさせていただいております。決して日本遺産の絡みのところで何もしないといったことではありませんけれども、先ほどいった景観的などところといった点で抜けていることに関しては、どうして削除したかというのは改めて確認させていただいて必要なものについては追記等も考えていきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。
会長	はい。よろしくお願ひします。 その他ございませんか。 (なし) そうしますと議事内容は先に進めさせていただきます。もしこの後ご意見がなければただいま頂戴しましたご意見を含めて修正していくということでよろしいですかね。 (異議なし) はい。そうしますとただいまいただきましたご意見を踏まえて修正したものを最終決定とさせていただきます。恐れ入りますが、会長、副会長のほうにご一任いただければと思ひますがよろしいでしょうか。 (異議なし) それでは修正につきましてはそのように対応させていただきます。
(2) 第 2 次浜田市総合振興計画後期基本計画の最終答申案について	
会長	そうしますと議事は先に進めさせていただきます。(2) 第 2 次浜田市総合振興計画後期基本計画の最終答申案についてということで、まずは事務局から説明をお願いします。
企画係長 資料 3 説明	それでは最終答申案については私のほうから説明させていただきます。資料 3 のほうをご覧くださいと思います。 答申の案ということで皆様にお示しさせていただいております。こちらは事前に会長、副会長にお話させていただいて、作っております。答申事項につきましては第 2 次浜田市総合振興計画後期基本計画(案)について別紙のとおりという

	<p>ことで、先ほどご意見をいただいたものを修正させていただいて、それを添付して答申をするというような形になっております。2番といたしまして計画推進にあたっての意見というところで附帯意見をつけさせていただいております。先ほどパブリックコメントのところでお話をさせていただきましたけれども、歴史文化保存展示施設整備事業について多くの意見をいただいたということで、こちらについて附帯意見をつけたほうがということで、会長、副会長とお話をさせていただいております。内容につきましてはそちらにありますとおり「本計画の策定にあたって実施したパブリックコメントにおいて、本事業に関する意見が多数寄せられている状況を踏まえ、本事業の実施にあたっては、改めて市民の意見を聞く機会を設けること。」という附帯意見をつけてはどうかということで案を作らせていただいております。こちらの案、他にも意見があればお示しいただきたいと思えますし、こちらの案について修正があればご意見等もいただきたいと思っておりますのでよろしくお願ひします。</p>
会長	<p>ありがとうございました。附帯意見につきましてはパブリックコメントに歴史文化保存展示施設整備事業について少なからずコメントが上がってまいりましたので、ちょっと無視はできないかなと判断して、附帯意見をつけさせていただいております。「もっと書き込んだほうがいい」とか、「いやいや、書きすぎ」などご意見があれば承りますし、その他の観点で、重要なことを見落としているのではないかなということがあればどうぞご発言ください。</p>
佐々木委員	<p>今回このパブリックコメントに寄せられている内容というのは市長のほうには伝わっている内容でしょうか。</p> <p>というのが、このパブリックコメントでこのように機会を設けるものとなっているのであれば、パブリックコメントで寄せられている資料館建設の部分を抜粋してでも添付をして出すべきではないのかなと思ったので。もし市長がこの内容について把握しているのであればその必要はないですけど、まだそこは具体的に目を通してないのであれば、具体的にパブリックコメントに目を通していただきたいということを踏まえてそこだけでも抜粋をして添付をするべきだと思いました。</p>
政策企画課長	<p>資料館についてパブリックコメントをいただいている件につきましては、当然市長もその内容については確認をいただいております。資料館もそうですし、他のパブリックコメントの意見全部を踏まえて市長には見ていただいておりますのでその内容についても市長のほうは十分承知をしている内容となっております。</p>
田中委員	<p>あの、このパブリックコメントは1つの意見としてなんだろうが、これって反対意見しかワーワー書いていないというか、賛成の方も市民の中にはいらっしゃると思うのですが、これだけを捉えて反対、反対というのは、組織的に反対意見を言われているような気がするのですが、これはどうなんだろう。これを市民の大多数の意見として取り入れなければならないのでしょうか。賛成・反対を問われているわけではないし、反対、反対ばかりあるので。</p>
会長	<p>田中委員のご発言の趣旨としては、一方の意見のみなので附帯意見としては好ましくないというお考えだと思うのですが。</p>
教育長	<p>確かに歴史文化保存展示施設については、賛成の方も反対の方も両論あるということは承知しております。今回は総合振興計画後期基本計画に対して寄せられた意見ということで、こちらの審議会としてはその意見をまとめられて蓄えられ</p>

	<p>たということだと思います。実際にやっていくうえでも少なくとも賛否両論あるなかで皆さんの意見を聞く機会を丁寧にやっていく必要があると思っておりますのでそのように対応していきたいと思っております。</p>
<p>檀山委員</p>	<p>ある程度はやはり賛否両論あるというのは当然ながら皆さんほとんどご存知のことです。いわゆる反対意見ばかりでないというのもまた事実、ただやはりある一定以上の反対意見があるというのもまた事実であるならば、こういうような附帯意見と言いますか、やはり改めて市民の意見を聞く、こういう附帯意見をつけることがやはり妥当かなと思っております。</p>
<p>会長</p>	<p>はい。ありがとうございます。</p> <p>今考え込んでしまったのは「賛否両者の意見を聞いて」という意見にならないかなと思ってしまったものですから、表現を少し工夫させていただこうかなと思っておりますが、ちょっとここで最終案を提示しきれないので、ここはお任せいただければと思っておりますがいかがでしょうか。田中委員のご意見は十分尊重してそこは記載をさせていただければと思っております。事務局そういうことでよろしいでしょうか。</p>
<p>政策企画課長</p>	<p>附帯意見の文言の修正ということで、委員さんの中でこういった形で附帯意見をつけて答申案を出していくということで了解いただいて、その内容は会長、副会長に一任ということでしたら、事務局は会長、副会長と文言修正を調整させていただきたいと思っております。</p>
<p>会長</p>	<p>重ねてのご意見、あるいはその他の観点でのご意見がありましたらどうぞご発言ください。</p> <p>(なし)</p> <p>そうしますと最終答申の附帯意見については、「賛否両論あるという言葉」、当たり前のことかもしれませんが、そこを取り入れる形で修正をしたいと思っておりますが、その修正案については会長、副会長にお任せいただければと思っておりますが、よろしいでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>ありがとうございます。そうしますと修正をいたしました答申文書により、11月10日に市長に答申したいと思っております。なお、修正させていただきました計画案と答申案も含めてですが、後日委員の皆様へ送付させていただきますので、ご確認いただければと思っております。</p>
<p>(3) 浜田市過疎地域持続的発展計画(案)について</p>	
<p>会長</p>	<p>協議事項(3) 浜田市過疎地域持続的発展計画(案)についてに入っております。事務局からご説明をいただければと思っております。</p>
<p>政策企画課長</p>	<p>失礼いたします。議題にあります、過疎地域持続的発展計画(案)についてということで説明させていただきます。今回初めて、皆さんのほうにこの過疎地域持続的発展計画(案)についてご意見を伺いたいということでご説明をさせていただきます。先ほどご審議いただきました総合振興計画後期基本計画と合わせてこの過疎地域持続的発展計画が市の重要な計画になるといったところで、総合振興計画の内容を踏まえて計画を作っていくと考えております。そうしたことから、この審議会の皆さんが総合振興計画の内容を一番承知しておられるということ、この過疎計画を作るにあたって少し皆さんのご意見をいただいて策定していきたいということで、この審議会のほうに申し訳ありませんがご意見をいただきたくために、本日説明をさせていただきたいと思っておりますのでよろしくお</p>

資料 4 説明

願いいたします。

この計画について資料 4 をご覧いただきたいと思います。この過疎地域持続的発展計画についてなんぞやというところがございます。過疎地域、言葉等、ご承知のところもあるかと思います。国で定められております通称「過疎法」という法律の中で近年人口等が著しく減少していることから地域社会における活力の低下あるいは、生活環境の整備等、例えば都会地等と比較して遅れている地域を国が過疎地域と指定いたしまして、その過疎地域で対策を計画的に進められる自治体に対して、財政的に非常に有利となる支援を行うといったことが言われている法律になります。その過疎法に基づいて、浜田市全域が現在「過疎地域」に指定をされております。過疎地域としていろいろ対策を進めていくに当たりまして、国からの財政的に有利な支援を受けるためにこういった計画書を策定する必要があるということになります。国の有利な支援という内容につきましては資料 4 の 1 番の策定理由の中で記載させていただいておりますが、要は浜田市が事業を進めていくなかでこういった過疎地域に指定されておりますと事業を行うにあたっては過疎対策事業債といった借金等もさせていただきながら事業を進められるということです。国が認めた借金につきましては、先ほど言いましたインフラ整備、そういったものの遅れを取り戻すために、支援として借りた借金のうちの 7 割を国のほうが支援をしていただけること、実質市の 3 割負担で事業ができるといったことで、この過疎対策事業債を活用して事業を行っていくことは、浜田市の財政運営上、非常に重要な財源となり、この過疎計画をそういった位置づけで重要な計画であるということを進めることとしているところです。

この過疎法につきましては新聞等でも昨年 3 月までのところでいろいろ報道等されておりましたけれども、新しい過疎法というものがこの 4 月から施行となっております。そうしたことからこれまでの過疎計画というのは市のほうで計画書を策定をしておりましたけれども、新しい法律に変わり、新しい計画書を作る必要があるということで、今日資料 4 で計画書を示させていただいております。今後過疎地域対策として進めていく内容というものを、計画書にまとめさせていただく必要があるということで作っております。その内容につきましては今年度総合振興計画後期基本計画を策定する時期ということで過疎計画を見直すタイミングが同じタイミングになっているということから総合振興計画で進める取組や方針も、当然過疎対策を進めていく取組と同じ目線、同じ内容で進めていかなければならないということから、今回総合振興計画後期基本計画の最終答申案というところまでまとめていただきましたのでその内容を取り込んだ形で過疎計画を作成させていただいたところがございます。そうしたところで資料の計画書を少しかいつまんで説明させていただければと思いますので計画（案）をご覧いただければと思います。

1 枚めくっていただきますと目次ということで、この過疎計画書の構成を見ていただければと思います。

1 番目の基本的な事項ということで市町村の概況や、人口をまとめさせていただいて、2 番目以降から具体的に過疎対策に向けた取組の内容を 13 番まで示しております。この内容につきましては国が示す過疎計画の作成例に基づいて、こういった内容の項目を計画書に計画立てするようになっていることになっておりますので、例えば 2 番の移住・定住・地域間交流の促進、人材育成でありましたら、総合振興計画にありますこの内容に関する内容を過疎計画書の中に抽出して記載等させていただいているというような形で見ていただければと思います。そうした

ことで総合振興計画の中にあるものをここにあります 13 までの分類に仕分けするような形で計画書をまとめておりますので、そういった視点で見ていただきたいと思ひます。

そうしますと、この計画書の中身についてですが、この計画書の全体を説明すると時間もかかりますので、どのように総合振興計画の内容とリンクしているかといった点等の見方を説明させていただければと思ひます。

1 頁目からは基本的な事項ということで先ほど申しました市町村の概況等をまとめさせていただいております。その中で 6 頁をご覧ください。この過疎計画につきましても、当然人口の状況、あるいは今後の人口推計がどのようになるかといったことを記載するようになっております。そうしたことから 6 頁下段のところにグラフを載せておりますが、これにつきましても総合振興計画の中で示させていただいている人口推計の状況をこちらに転記している状況です。

続いて少しとんで 11 頁をご覧ください。先ほどの人口推計と併せてこの過疎計画にも主な目標値等を設定することとなっております。そうしたなかで今 9 つの項目を指標ということで掲載しております。これにつきましてもこういった目標の数字を掲げるようにといったことで国等の作成例を基に設定をさせていただいておりますが、その目標値につきましてもその下に※印で記載しております。今の総合振興計画後期基本計画（案）の最後のほうにございますまち・ひと・しごと創生総合戦略そちらに掲載をさせていただいている基本目標を、この過疎計画の指標として設定しております。そういったことでご確認をいただきたいと思ひます。またその頁の一番下に（7）計画期間があります。今回の過疎計画につきましては令和 3 年度から法改正になったということで計画のほうは令和 3 年度から令和 7 年度末までの 5 年間の計画となります。始まりにつきましては、総合振興計画が 4 年間の計画であるとしてご説明いたしましたが、終わりが総合振興計画と合うということで、総合振興計画で掲げている目標値を過疎計画の中で取り込んで進めていくといったことで、計画書を作らせていただいております。

続いて 13 頁をご覧ください。ここから先ほど申しました主な過疎対策についての取組、現況と問題点、その対策、事業計画というような、こういった事業をやるのかというものを記載しておりますが、計画の構成としては 2 番から 13 番まで同じような構成となっておりますので、そういった見方をさせていただきたいと思ひます。現況と問題点等は、ア、イ、ウ、エ、オといったような形で記載しておりますが、14 頁の（2）その対策の内容のところに赤字で番号を皆さんにお示しさせていただいております。その番号は総合振興計画のまちづくり大綱-施策大綱-主要施策です。総合振興計画の内容が過疎計画の中に記載されていることを見ていただけるように記載させていただいている番号となっております。例えば「1 農林水産事業者の高齢化～」といったところについて I-1-2 という記載になっているものにつきましては、総合振興計画のまちづくり大綱の「I 産業経済部門」、その中の施策大綱の「1 水産業の振興」、その中の主要施策のうち「2 担い手確保対策」といったところが、この「1 農林水産事業者の高齢化～」に当てはまり、そういった内容を過疎計画に転記しているという形で見ていただきたいということで赤字の番号で示しております。以降 7 つの大綱の中でどれに当たるかというものをそういった視点で見ていただければといったことでの計画書となっておりますので、またご確認をいただきたいと思ひます。

続いて 15 頁をご覧ください。（3）の事業計画の内容につきましても、この移住・定住・地域間交流の促進、人材育成といったところについて、先ほど申しました

	<p>過疎対策事業債の借金等を行ってどのような事業を進めていきたいかという事業内容を掲載しております。今浜田市で、向こう10年間の中期財政計画を定めて、今後の財政運営等を毎年ローリングしながら毎年財政計画を進めております。そういったところとリンクさせてどういった事業を行うかといったことをこの過疎計画の中に盛り込んでいくといったところで記載をしております。計画の中に出てきていない事業の中で今後新たにそういった過疎対策事業債等を借りて行っていきたいという事業が発生した場合は、この過疎計画書につきましても、毎年ローリングをかけて事業の追加等をしていくこととしております。今後進めていくなかで、必要な事業につきましてもこの事業計画の内容がどんどん追記になっていくというような形で進めていきたいと思っております。</p> <p>2以降、そういった見方で計画書を作っておりますので、本日は全部の説明は割愛させていただきますが、また持ち帰って見ていただいて、ご意見等を伺えればと思っております。</p> <p>そうしたことから最後に、これまで総合振興計画でご意見をいただく際に皆さんにお願いしておりましたが、この過疎計画についてご意見をいただきたいということで来週の月曜日までに、何か気になる点や漏れがあるのではないかとといったご意見等を意見書等でいただければとさせていただきますので、大変すみませんが、ご協力をお願いします。</p> <p>私からは以上でございます。</p>
会長	<p>ありがとうございました。念のための確認ですが、計画（案）の赤文字で示されている部分は、これは私たちの理解のために記載しているということでしょうか。</p>
政策企画課長	<p>はい。会長がおっしゃられるように、総合振興計画とどのようにリンクしているかということを示しております。この過疎計画につきましても、資料4の頭のところでも記載しておりますが、議会の12月定例会議で議決をいただく内容となっております。実際に議決として出していく際には赤文字で示させていただいている番号はつきませんので、あくまで皆さんに見ていただくためにつけさせていただいたということでございます。</p>
会長	<p>ありがとうございました。恐らく皆さん、初見ということでなかなかこの場でご意見というのは難しいかもしれませんが、進め方等も含めて何かございますか。</p>
樫山委員	<p>総合振興計画と過疎地域持続的発展計画、これとの関連ですが、いわばこの過疎地域持続的発展計画というのは、やはり過疎地域にはこういう配慮をして、こういうふうにやっていきますよと、そういうことだと思うんですね。そうすると、ここの12に再生可能エネルギーの利用の推進というのはこれは過疎地域に必要な項目でしょうかね。これはいわゆる過疎地域であろうがなかろうが日本全体、世界全体の普遍的な問題であって、過疎地域だから特にこれについてこういう方針でやっていきますというのはあるのかなと思うのですが。</p>
政策企画課長	<p>ご指摘のとおり、再生可能エネルギーを進めていくのは当然過疎地域だけじゃなくて日本全体的に、現在国も非常にこの再生可能エネルギーの利用促進ということでいろいろな取組をしておりますし、市としても進めさせていただいております。過疎地域の中でも特に太陽光等、そういったことも進めていくということで、この再生可能エネルギーの項目については、国の過疎計画、過疎法も含めて、こういう内容で今後項目立てをして進めていくようにと国の方針に合わせて項目を作っておりますので、浜田市だけでなく過疎地域で計画を作るところ</p>

	<p>についてはこの 12 番の再生可能エネルギーの利用推進を項目立てをして計画書に盛り込むようにといったことになっておりますので、市としてもこれを進めていく必要があるということで計画のほうに載せさせていただきました。</p>
<p>樋山委員</p>	<p>ということはこの過疎地域のほうで再生可能エネルギーをやろうとしたとき、これに載っていないと過疎債が使えないと、こういうことなんですかね。</p>
<p>政策企画課長</p>	<p>はい。ご指摘のとおり過疎計画に事業内容が載っていないと過疎対策事業債に充当できませんので、こういったことも市のほうで進めていくなかで、事業計画が具体的に挙がっておりませんが、今後進めていくなかで過疎債を充当して進めていく必要があるものが発生するかもしれないといったことで計画のほうを載せていく必要があるかなと思っております。</p>
<p>会長</p>	<p>具体的な事業計画がここに挙がってくるかどうかは今の時点ではわかりませんが、念のために挙げておかなければならないというご判断ですよね。</p> <p>その他ございませんでしょうか。なかなかこの場では難しいかなと予想していましたが、事務局からございましたとおり、浜田市過疎地域持続的発展計画(案)に対する意見についてという用紙を用意してもらっておりますが、これによらずとも構わないと思いますがご意見をぜひ書いていただければと思います。お願いします。そうしますと用紙で意見を頂戴するということで、それを踏まえて計画書のほうは修正・検討していただくとしております。続きまして 2 その他に移りたいと思います。その前に全体を通して何かご発言があれば承ります。</p> <p>(なし)</p>
<p>2 その他</p>	
<p>(1) 今後の予定について</p>	
<p>会長</p>	<p>それでは 2 のその他に移ります。事務局から説明をお願いします。</p>
<p>企画係長</p>	<p>それではその他について私から説明いたします。レジュメのほうをご覧くださいと思います。レジュメの 2 その他で (1) 今後の予定でございます。まず最終答申ですけれども、先ほどいただいておりますご意見等を含めまして、会長・副会長のほうで調整していただいたものを、会長・副会長のほうで最終答申をしていただくこととしております。日程といたしましてはレジュメにありますとおり、11 月 10 日 (水) 15 時から行いたいと思っております。答申いただいたのち、市としましても内部決定を 11 月中旬のほうでさせていただきまして 12 月議会のほうへ提案させていただき流れとしております。</p> <p>第 6 回審議会ですけれども、そちらにございますとおり 12 月 21 日 (火) 18 時 30 分から開催を予定しております。内容といたしましては議決をいただいたその報告と、こちらの総合振興計画審議会の専門部会といたしまして協働のまちづくり検討部会というところで協働のまちづくりの推進計画の策定を進めております。そちらの中間報告を併せてさせていただければと考えておりますので、予定を入れていただきたいと思いますと思っております。</p> <p>(委員報酬等についてのお知らせ)</p>
<p>会長</p>	<p>ありがとうございました。何かご質問等ございませんでしょうか。</p> <p>(なし)</p> <p>よろしいようでしたら、次回は 12 月議会終了後、12 月 21 日 (火) 18 時 30 分から開催を予定しておりますので、今しばらくお付き合いください。</p> <p>そうしますと最後に副市長よりご挨拶賜りたいと思います。砂川副市長、よろしくお願いたします。</p>

副市長	<p>本日は長時間にわたりましてご議論いただきまして誠にありがとうございました。今日、5回目の審議会ということで、おかげさまで最終の総合振興計画の(案)が深化しております。今日いただきましたご意見は先ほどありましたように、また会長さん、副会長さんと協議をさせていただいて今度は11月10日に市長に答申をいただくこととしております。これまでも申し上げておりますように総合振興計画は浜田市の最上位計画でございます。市政の令和4年度から令和7年度までのこれからの4年間の道標となる最も重要な計画でございます。皆さんからいろいろお忙しいなか貴重なご意見もいただいてこうして市民参加でできましたことを本当にうれしく思っております。この計画が12月議会で承認されますと、これをもって来年度から浜田市のスタートとしたいと思っております。また本日は併せて過疎地域持続的発展計画(案)についてもご説明させていただきました。こちら先ほどありましたように、浜田市の貴重な財源であります過疎債を使うためには必要な計画でございます。総合振興計画と連動して今後4年間のいろんな事業に有効に使えるように作ってまいりたいと思います。また、改めましてご意見等ございましたら、お手元の用紙でいただければと思いますのでよろしくお願いいたします。また今後12月にも審議会を続けて開催させていただきますが、引き続きよろしくお願いいたします。本日は誠にありがとうございました。</p>
会長	<p>砂川副市長、ありがとうございました。 そうしますと以上をもちまして第5回総合振興計画審議会終了させていただきます。皆様、ありがとうございました。</p>

(午後8時5分閉会、所要時間1時間35分)